

{ 平11. 12. 3 }
{ 総 41 - 4 }

参 考 資 料

目

次

【経済新生対策】

・ 住宅借入金等に係る税額控除制度の概要	2
・ 株式等譲渡益に対する課税制度	4
・ ベンチャー支援施策（主なもの）	5
・ 中小企業基本法等の改正に係る税制	6
・ シャウプ使節団日本税制報告書（抄）	7
・ 同族会社の留保金課税の状況	8
・ 相続税の基本的仕組み	9
・ 相続税の実際の負担	10
・ 相続税の主な改正	11
・ 相続税の負担の推移（商業地）	12
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	13
・ 株式の評価方法	14

【租税特別措置等の整理合理化】

・ 平成9年度の税制改正に関する答申（抄）等	18
------------------------	----

【その他】

・ 車種別CO ₂ 排出量	23
・ 自動車重量税とCO ₂ 排出量の関係	24
・ 自動車税・軽自動車税とCO ₂ 排出量との関係	25
・ 燃費基準に連動した税制上の優遇措置の問題点	26
・ 平成11年度税制改正による低燃費車・低公害車に係る 自動車取得税の軽減措置	27
・ 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	28
・ OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）	29
・ 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移	30
・ 特定非営利活動促進法の概要	31

・ 特定非営利活動促進法（抄）	32
・ 特定非営利活動法人（NPO法人）の課税の取扱い	33
・ 国会答弁（NPO税制関連）	34
・ 特定公益増進法人制度の概要	35
・ 特定公益増進法人	36
・ 各種人的控除の適用状況（平成9年分）	37
・ 主要国における扶養控除等	38
・ 児童手当制度の概要	39
・ 消費税の使途	40
・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	41
・ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制	42
・ 個人金融資産の運用先（平成11年6月末）	43
・ 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移	44
・ 年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況 （全国勤労者世帯）＜平成10年分＞	45
・ 株式の譲渡に関する課税の国際比較	46
・ 株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況（平成9年分）	47
・ 証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）（イメージ）	48
・ 契約型証券投資信託（イメージ）	49
・ 主要国における国債利子に係る課税関係	50
・ 登録免許税の概要	51
・ 土地に係る登録免許税の負担調整措置の概要	52
・ 不動産取得税の概要	53
・ 宅地等土地に係る不動産取得税の軽減措置の概要	54
・ 不動産取得税の住宅・住宅用地特例	55
・ SPCを活用した資産の証券化（イメージ）	56
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	57
・ 土地の譲渡所得の課税状況（9年分）	58

経 済 新 生 対 策

住宅借入金等に係る税額控除制度の概要

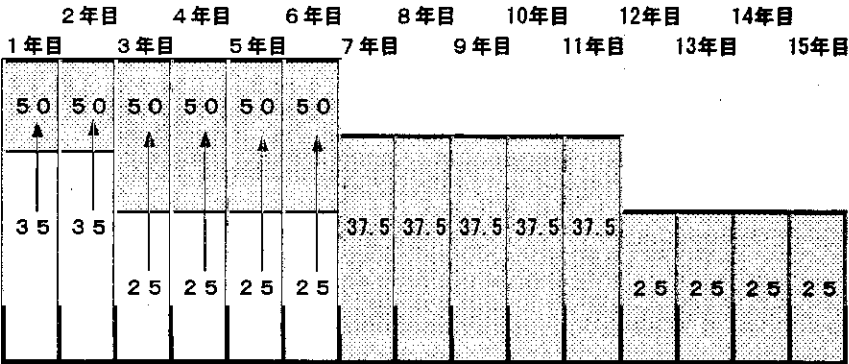
平成11年居住分

(改正前)

	1・2年目	3～6年目
(ローン残高)	(控除率)	(控除率)
～3,000万円	0.5%	0.5%
～2,000万円	1.0%	1.0%
～1,000万円	2.0%	1.0%
(各年限度額)	35万円	25万円
(合計限度額)	170万円	

(改正後)

	1～6年目	7～11年目	12～15年目
(ローン残高)	(控除率)	(控除率)	(控除率)
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%
(各年限度額)	50万円	37.5万円	25万円
(合計限度額)	587.5万円		



(単位：万円)

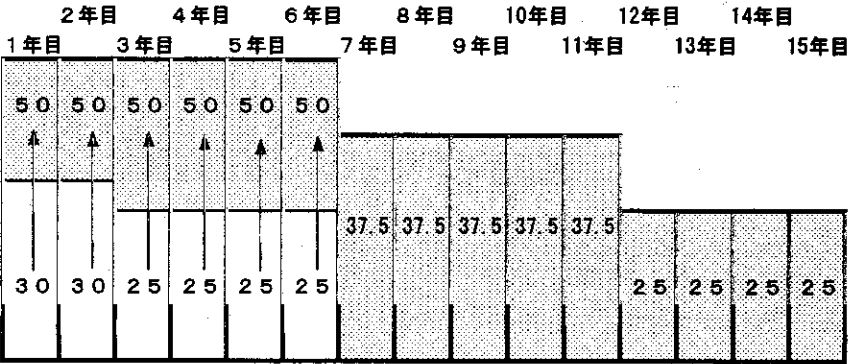
平成12年居住分

(改正前)

	1・2年目	3～6年目
(ローン残高)	(控除率)	(控除率)
～3,000万円	0.5%	0.5%
～2,000万円	1.0%	1.0%
～1,000万円	1.5%	1.0%
(各年限度額)	30万円	25万円
(合計限度額)	160万円	

(改正後)

	1～6年目	7～11年目	12～15年目
(ローン残高)	(控除率)	(控除率)	(控除率)
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%
(各年限度額)	50万円	37.5万円	25万円
(合計限度額)	587.5万円		



(単位：万円)

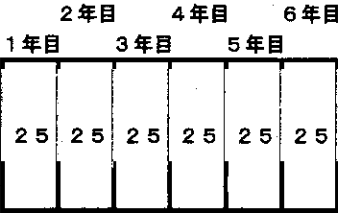
平成13年居住分

(改正前)

	1～6年目
(ローン残高)	(控除率)
～3,000万円	0.5%
～2,000万円	1.0%
～1,000万円	1.0%
(各年限度額)	25万円
(合計限度額)	150万円

(改正後)

同 左



(単位：万円)

(注) その年の合計所得金額が3,000万円以下の場合について適用。

○住宅借入金等に係る税額控除制度の概要

項 目	改 正 前
①控除対象借入金等の額	イ 住宅の新築・取得 ロ 一定の増改築等 } のための借入金等 (償還期間10年以上)の年末残高 (最高 3,000万円)
②対象住宅等 〔床面積要件・築後 年数要件〕	イ 住宅の新築 (50㎡以上 240㎡以下) ロ 新築住宅の取得 (50㎡以上 240㎡以下) ハ 既存住宅の取得 (50㎡以上 240㎡以下) i 耐火建築物 築後20年以内 ii i以外の建築物 築後15年以内 ニ 増改築等 (50㎡以上)
③控 除 期 間	6 年間
④控 除 額	平成11年居住分 1・2年目 最高35万円 } 合計170万円 3～6年目 最高25万円 平成12年居住分 1・2年目 最高30万円 } 合計160万円 3～6年目 最高25万円 平成13年居住分 1～6年目 最高25万円 合計150万円
⑤控 除 方 式	税額控除
⑥所 得 要 件	合計所得金額 3,000万円以下
⑦適 用 期 限	平成13年12月31日
⑧居住用財産 の譲渡損失の 繰越控除制度 との関係	選択適用



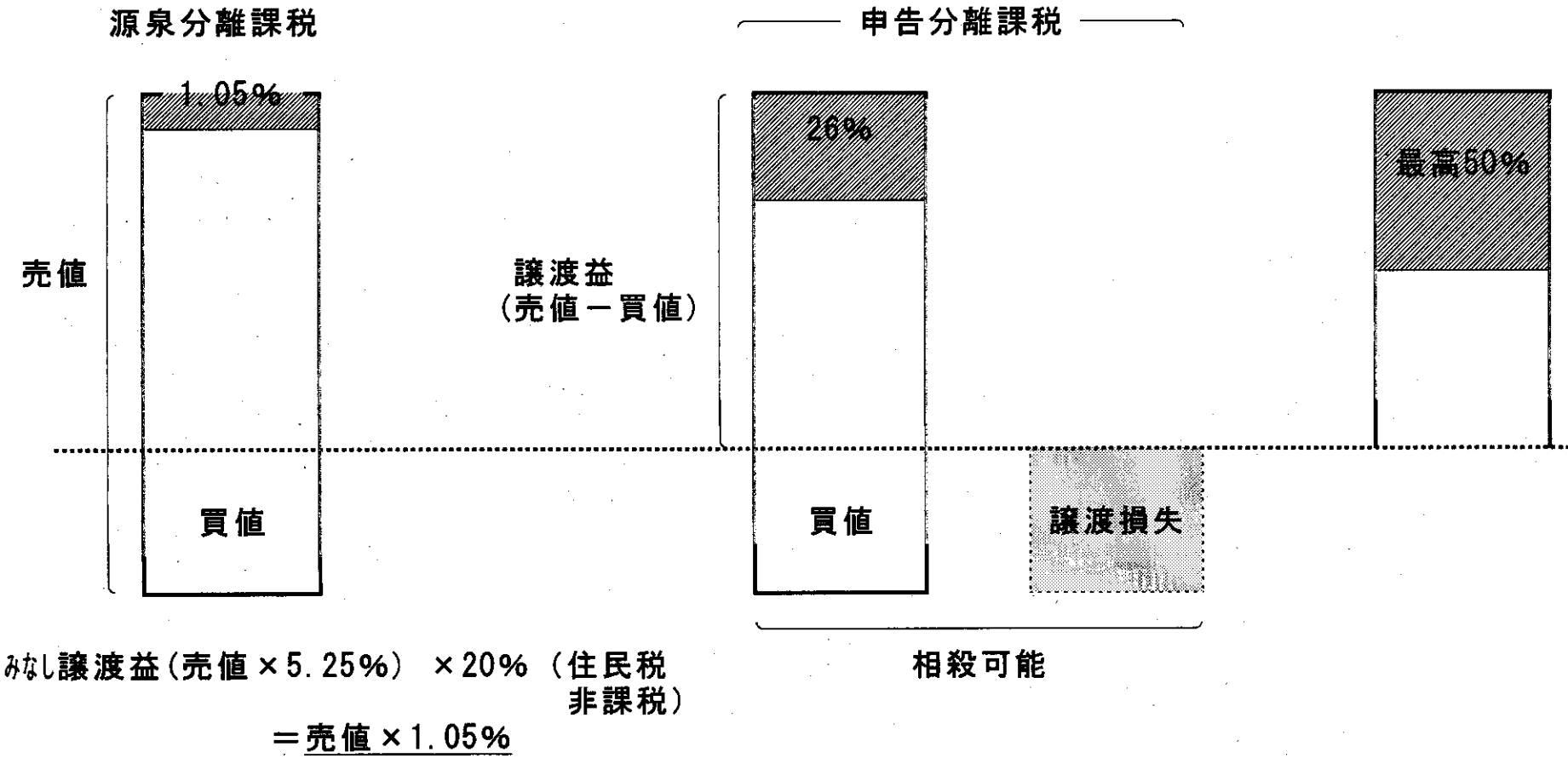
【改 正 後】
イ 住宅の新築・取得 ロ 住宅とともに取得 ハ する敷地の取得 } のための借入金等 一定の増改築等 (償還期間10年以上) の年末残高 (最高 5,000万円)
イ 住宅の新築 (50㎡以上) ロ 新築住宅の取得 (50㎡以上) ハ 既存住宅の取得 (50㎡以上) i 耐火建築物 築後25年以内 ii i以外の建築物 築後20年以内 ニ 増改築等 (50㎡以上)
平成11・12年居住分 15年間 平成13年居住分 6 年間
平成11・12年居住分 1～6年目 最高50万円 } 合計587.5万円 7～11年目 最高37.5万円 12～15年目 最高25万円 平成13年居住分 1～6年目 最高25万円 合計150万円
税額控除
合計所得金額 3,000万円以下
平成13年12月31日
併用可

株式等譲渡益に対する課税制度 ----- 分離課税

 は税負担

[株式等の譲渡所得]

[給与・事業などの所得]



※ 源泉分離課税の適用は13年3月まで

ベンチャー支援施策

(主なもの)

○ ベンチャー支援のための法制

- ・「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（中小創造法）
- ・「新事業創出促進法」

○ 税制面の措置

＜ベンチャー企業に対する税制＞

- ・ 新規の取得設備の特別償却
又は法人税額の特別控除
- ・ 増加試験研究費の税額控除
- ・ 欠損金の繰越期間の特例
- ・ 欠損金の繰戻し還付

＜個人投資家に対する税制＞

- ・ 創業者利益に対する軽減措置
- ・ 「エンジェル税制」

中小企業基本法等の改正に係る税制

I. 中小企業基本法等の改正（11月25日成立）

中小企業基本法における
中小企業者の定義見直し

⇒

中小企業関連立法の
定義見直し（32本）

⇒

租税特別措置の対象拡充
（国税13項目、地方税10項目）

〔製造業等： 1億円以下 → 3億円以下
サービス業： 1千万円以下 → 5千万円以下 等〕

II. 中小企業関連立法の改正（11月19日国会提出）

ベンチャー企業（特定中小会社）の範囲の拡充

〔中小ベンチャー法：設立5年以内・研究開発費3%超
→ 設立10年以内・研究開発費5%超〕

ストックオプションの付与上限の引上げ

〔中小ベンチャー法：1/10→1/5
新規事業法を廃止し、新事業創出促進法に統合：1/3→1/3〕

⇒

現行のエンジェル税制を
適用

⇒

現行のストックオプション 税制を
適用

※ このほか中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、中小企業団体の組織に関する法律等の改正もある。

（注）いずれの場合も租特法及び地方税法の改正は不要。

シャウプ使節団日本税制報告書（抄）

「 われわれの法人税改正案の第三の要素は、留保利益の累積額に対する利子附加税であって、これは、法人が利益の全部を配当として分配しないときにのみ適用される。しかし、これは、いかなる意味においてもこのような蓄積に対する罰金でもなければまたなんら租税について考慮もない場合に蓄積されるであろう程度以上にこのような蓄積を抑制する効果を有してはならない。むしろこのような附加税がなければ、個人たる株主に所得税があるため経済的理由から望ましい範囲を超えて法人内部に留保を増加しようとする積極的刺戟が生ずることとなる。提案された附加税は、株主に所得税が課税されるために利益を留保しようとするこの圧力と大体において平衡を保つことを目的とする以外のものではないのである。」

同族会社の留保金課税の状況

1. 課税会社数

	平 7	平 8	平 9
同 族 会 社 数	2, 281, 856	2, 313, 289	2, 335, 491
課税対象会社数（事業年度数）	52, 464	67, 201	63, 557
対 象 割 合	2. 3%	2. 9%	2. 7%

2. 課税状況

年分	留 保 税 額
平 7	1, 272 億円
8	1, 644
9	1, 667

（備考）資料は、「会社標本調査結果報告」（国税庁）等による。